

国民健康保険料を口座振替にて ご納付されている方へのご案内

2022年4月から口座不能通知を廃止します。

これまで国保料の口座振替にて残高不足等により口座振替が出来なかった場合、翌月の8日前後に「口座振替不能通知」を送付していましたが、印刷費の高騰等による経費削減の為、2022年4月以降について通知を廃止することとなりました。

今後、口座振替が出来なかった場合、翌月の20日前後に督促状※が発送されます。督促状は、納付書を兼ねていますのでコンビニエンスストア等で納付が可能です。

※督促状は、「納期限において納付が無い場合、発送しなければならない」との法の規定に基づき発送されます。

7月末(第1期納期限)から各月末(月末が金融機関の休業日の場合は翌営業日)に指定口座より国民健康保険料が引き落とされます。残高不足にご注意ください。

お手順をお掛けしますが、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

Q&A

Q. 口座振替で残高不足だったようだけど、早く納付したい。督促が来るのがイヤだ。どうしたら良い？

A. 市役所 10 番窓口、市内各市民センターの窓口にて、身分証明や国民健康保険証を持参して口座振替が出来なかったため納付したい旨をおっしゃってください。納付書を作成します。この場合、督促を発送しないよう対応します。

お問合せ先
明石市市民生活局市民生活室
国民健康保険課 収納係
TEL 078-918-5023